

# 業務指示書（小規模）

## 大洋州地域沖縄型情報通信産業の活性化に関する情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年7月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 森実 麻生子 Morizane.Maiko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年7月29日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：情報通信産業に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は 名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（大洋州地域 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年8月2日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( 1 = 円 , US\$1 = 98.07 円 , EUR1 = 127.76 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/情報通信産業政策・人材育成

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.65 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年8月16日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

- 〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

大洋州地域沖縄型情報通信産業の活性化に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 (本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/情報通信産業政策・人材育成	(60.00)	( )
イ 類似業務の経験	24.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	6.00	
ハ 語学力	9.00	
ニ 業務主任者としての経験及び評価	12.00	
ホ その他学位、資格等	9.00	
へ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	( )
イ 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力	( )	
1) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
2) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1 調査の背景

我が国は、大洋州島嶼国との関係を強化することを目的に、1997年より3年毎に太平洋・島サミット（Pacific Islands Leaders Meeting; PALM）を開催している。2012年5月には第6回太平洋・島サミット（PALM6）が沖縄県で開催され、「沖縄キズナ宣言」が採択された。同宣言では、沖縄と大洋州島嶼国との地理的及び気候上の類似性にに基づき、沖縄に特有の知見や経験をこれら島嶼国の開発のために一層活用していく可能性が確認された。

沖縄県は、東西約1,000km、南北約400kmの海域に広がる160の島々からなり、市場が小規模で、市場規模の大きい東京等の主要都市から遠く離れているなどの理由から産業発展に制約がある。特に、全国で失業率が最も高い地域となっており、雇用創出が課題となっている。このような中、沖縄県は1998年9月に「沖縄県マルチメディアアイランド構想」を策定し、情報通信産業を観光業に次ぐ産業の柱とすべく、情報通信産業発展に特化した方針を打ち出し、海底ケーブル建設を含む各種取組みを行ってきた。2010年3月に発表された「沖縄21世紀ビジョン」においても、情報通信産業を雇用創出や地域ビジネス活性化などに向けた新たなリーディング産業として位置付けている。情報通信関連産業の量的拡大と付加価値の増大が今後の課題となっている一方、2011年までの10年間で誘致したIT企業数は200社以上、新たに2万人以上の雇用が生まれるなど一定の成果があげられている。

大洋州島嶼国も、国土が狭く人口が少ない「狭小性」、国土が広い海域に散在している「隔絶性」、主要な市場から遠い「遠隔性」という沖縄と同様の島嶼特有の課題を抱えている。国内に競争力のある産業がなく、大幅な貿易赤字を抱える太平洋島嶼国の経済は、概して外国漁船からの入漁料収入と援助、そして外航船員や米国、豪州、ニュージーランド等に出稼ぎに出ている同胞からの送金に支えられている。このような中、2012年に開催された太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum; PIF）総会では、海底ケーブルを活用したコネクティビティの強化の重要性が指摘され、それに伴い、情報通信産業への期待が高まっている。アジア開発銀行（Asian Development Bank; ADB）や世界銀行（以下、世銀）等の支援により、トンガに今年、ソロモンには来年以降、海底ケーブルが接続され、各種サービスが開始される予定であり、新たなビジネスチャンス創造の機会となり得るのか高い関心が寄せられている。

このようなタイミングに、沖縄県において主に県主導により進められてきた情報通信産業育成に関するこれまでの取り組みと成果をレビューし、大洋州島嶼国、特に、海底ケーブルが既に接続されているフィジー、新たに接続されるトンガ及びソロモンにおける情報通信を取り巻く環境を調査することで、沖縄県の経験を大洋州島嶼国における新たなビジネスチャンスの創造や産業育成に活かすことができるか検討するため、本調査を実施する。

### 2 調査の目的

本調査は、沖縄県における県主導（国や市町村によるものを含む）による情報通信産業育成に関するこれまでの取り組みと成果について情報を収集・確認した上で、大洋州島嶼国の情報通信を取り巻く環境について情報を収集・確認し、沖縄県の経験の大洋州島嶼国への適用可能性について検討することを目的とする。

### 3 調査対象地域

沖縄県、フィジー、トンガ、及びソロモンを対象とする。

### 4 実施機関

本調査は、JICA が独自に実施する情報収集・確認調査のため、特定のカウンターパート機関は存在しないが、主な関連機関は、沖縄県商工労働部情報産業振興課、フィジー産業・貿易省フィジー投資公社、トンガ情報通信省（首相府管轄内）<sup>1</sup>、ソロモン財務省 ICT 課及び首相府通信課である。

### 5 業務の範囲

本調査は、「2 調査の目的」を達成するために、「6 調査実施上の留意事項」を踏まえて、「7 業務内容」に示す調査業務を実施し、その進捗に応じ「8 成果品等」に記載の報告書を作成し、JICA 東南アジア・大洋州部に提出するものである。

### 6 調査実施上の留意事項

- (1) 沖縄県における情報収集にあたっては、当該産業をリーディング産業と位置付けた背景や理由を明確にした上で、県主導（国や市町村によるものを含む）による政策や取り組みと成果について、時系列に整理・分析する。その際、図やチャート等により視覚的な整理・分析を行うこととする。
- (2) 沖縄県における情報通信産業育成は主に県主導により実施されてきたが、国や市町村による政策や取り組みについても調査対象とする。
- (3) 誘致する側（沖縄県）と誘致される側（企業）の双方の視点から情報を収集・分析する。特徴的なストーリーやエピソードがあればコラムとしてレポートに含める。
- (4) 沖縄県と大洋州島嶼国の類似点と相違点を整理した上で、沖縄県の情報通信産業育成の経験をおよび大洋州島嶼国における新たなビジネスチャンスの創造や産業育成に活かすことができるかを検討する。また、適用可能性の促進のため、もしくは、適用の阻害要因の低減のため、誰による（政府、民間企業、JICA を含む援助機関など）、どのような取り組みと支援が求められるか、併せて検討する。
- (5) 太平洋共同体（Secretariat of the Pacific Community、以下「SPC」）や南太平洋大学（University of South Pacific、以下「USP」）などの地域機関・組織が推進・実施する情報通信分野の地域戦略や関連調査の有無を確認し、それらの分析を行う。
- (6) 他ドナーによる関連支援の情報収集にあたっては、トンガやソロモンの海底ケーブル接続は ADB 及び世銀の支援によるところ、特に両機関とはコミュニケーションをとりつつ（必要に応じ収集した情報を提供する等）、情報を収集する。
- (7) 現在、暫定軍事政権下にあるフィジーへの協力については、外務省による経済協力方針の中で、①教育、保健、社会的弱者支援等の国民の生活向上に資するもの、②地球規模問題の解決、改善に資するもの、③他の島嶼国がひびく広域案件、の3つの分野に限定されている。本調査の実施が直ちに同国の情報通信産業分野への協力に繋がらないものではないが、現地調査時には関連機関に誤解を与えないよう留意する。

<sup>1</sup> トンガでは、2012年7月に省庁改変を実施し、18省から14省へ統合された。その際に情報通信省は首相府へ統合されたが、対外的に情報通信省として表現されている。

- (8) 第二次現地調査のフィジー、トンガ、ソロモンの3か国については、フライトスケジュール等を勘案し、効率的な調査の実施に留意する。
- (9) 既存の調査報告書等を活用し、効率的な調査の実施に努める。また、可能な範囲で需要予測など将来の統計データも入手し、今後の動向について分析する。

## 7 業務内容

本調査の具体的な業務内容は以下を想定している。

### (1) 国内事前準備作業

- ア 既存文献を収集し、沖縄県における情報通信産業育成に関するこれまでの取り組みと成果や、大洋州島嶼国、特に、フィジー、トンガ、及びソロモンにおける情報通信を取り巻く環境について、情報を予め収集・整理する。
- イ 現地調査計画（調査項目、手法、工程、調査報告書目次案、その他必要な内容）を含むインセプション・レポート（案）を作成の上、JICA 東南アジア・大洋州部に説明し、協議を行う。その結果に基づき、必要に応じて、インセプション・レポートを修正し、提出する。

### (2) 第一次現地調査（沖縄）

- ア 沖縄での現地調査開始時に、JICA 沖縄にインセプション・レポートを提出し、現地調査の目的、内容、工程等について説明し、協議を行う。必要に応じて、現地調査工程を修正する。
- イ 次の項目について、沖縄県における関係機関（沖縄県、当該分野の民間企業等）への聞き取り、関連文書の収集等を通じて、情報を収集する。
  - (ア) 沖縄県の社会経済動向（人口、産業等）
  - (イ) 沖縄県の産業政策一般と情報通信産業の位置づけ
  - (ウ) 沖縄県における情報通信産業育成に関する組織、体制、予算
  - (エ) 沖縄県の情報通信インフラ整備状況
  - (オ) 沖縄県の情報通信産業育成に関する施策（政策金融を含む）と実施状況
  - (カ) 沖縄県による情報通信産業企業の誘致や支援策の詳細と成果
  - (キ) 沖縄県による情報通信産業の人材育成の詳細と成果
  - (ク) 沖縄県による情報通信産業育成のための特区・施設の詳細と成果
  - (ケ) 沖縄県の情報通信産業育成のこれまでの成果と今後の課題
- ウ 現地調査の結果を簡潔に取りまとめ（様式は問わない）、JICA 沖縄に報告する。

### (3) 第一次国内作業

- ア 第一次現地調査で収集した情報を整理・分析し、第二次現地調査の日程や内容を必要に応じて再検討した上で、インテリム・レポートを作成し、JICA 東南アジア・大洋州部に報告する。なお、インテリム・レポートの一部として、沖縄県における情報通信産業育成に関する取り組みとその成果を説明するプレゼンテーション資料を作成する。

### (4) 第二次現地調査（フィジー、トンガ、ソロモン）

- ア フィジーでの現地調査開始時に、JICA フィジー事務所にインテリム・レポートを提出し、現地調査の目的、内容、工程等について説明し、協議を行う。必要に応じて、

- 現地調査工程を修正する。
- イ 次の項目について、フィジーにおける関係機関（政府、当該分野の民間企業、他の援助機関等）への聞き取り、関連文書の収集等を通じて、情報を収集する。
- (ア) 大洋州地域における情報通信分野に関する戦略、組織（SPC、USP等）、予算
  - (イ) フィジーの社会経済動向（人口、産業等）
  - (ウ) フィジーにおける情報通信産業の位置づけ
  - (エ) フィジーにおける情報通信産業に関する政策、組織、予算
  - (オ) フィジーの情報通信インフラ整備状況
  - (カ) フィジーの情報通信産業の現状と課題
  - (キ) フィジーにおける他ドナーによる情報通信産業分野における支援
- ウ フィジーにおける関係機関に対して沖縄県における情報通信産業育成に関する取り組みとその成果を説明する。
- エ 現地調査の結果を簡潔に取りまとめ（様式は問わない）、JICA フィジー事務所に報告する。
- オ トンガでの現地調査開始時に、JICA トンガ支所にインテリム・レポートを提出し、現地調査の目的、内容、工程等について説明し、協議を行う。必要に応じて、現地調査工程を修正する。
- カ 次の項目について、トンガにおける関係機関（政府、当該分野の民間企業、他の援助機関等）への聞き取り、関連文書の収集等を通じて、情報を収集する。
- (ア) トンガの社会経済動向（人口、産業等）
  - (イ) トンガにおける情報通信産業の位置づけ
  - (ウ) トンガにおける情報通信産業に関する政策、組織、予算
  - (エ) トンガの情報通信インフラ整備状況と海底ケーブル整備の内容
  - (オ) トンガの情報通信産業の現状と課題
  - (カ) トンガにおける海底ケーブル整備後の開発計画と展望
  - (キ) トンガにおける他ドナーによる情報通信産業分野における支援
- キ トンガにおける関係機関に対して沖縄県における情報通信産業育成に関する取り組みとその成果を説明する。
- ク 現地調査の結果を簡潔に取りまとめ（様式は問わない）、JICA トンガ支所に報告する。
- ケ ソロモンでの現地調査開始時に、JICA ソロモン支所にインテリム・レポートを提出し、現地調査の目的、内容、工程等について説明し、協議を行う。必要に応じて、現地調査工程を修正する。
- コ 次の項目について、ソロモンにおける関係機関（政府、当該分野の民間企業、他の援助機関等）への聞き取り、関連文書の収集等を通じて、情報を収集する。
- (ア) ソロモンの社会経済動向（人口、産業等）
  - (イ) ソロモンにおける情報通信産業の位置づけ
  - (ウ) ソロモンにおける情報通信産業に関する政策、組織、予算
  - (エ) ソロモンの情報通信インフラ整備状況と海底ケーブル整備の内容
  - (オ) ソロモンの情報通信産業の現状と課題
  - (カ) ソロモンにおける海底ケーブル整備後の開発計画と展望
  - (キ) ソロモンにおける他ドナーによる情報通信産業分野における支援
- サ ソロモンにおける関係機関に対して沖縄県における情報通信産業育成に関する取り組みとその成果を説明する。
- シ 現地調査の結果を簡潔に取りまとめ（様式は問わない）、JICA ソロモン支所に報告する。

(5) 国内整理作業

- ア これまでに収集した情報を整理・分析し、沖縄県の情報通信産業の経験の大洋州島嶼国への適用可能性について検討した上で、ドラフトファイナル・レポートを作成し、JICA 東南アジア・大洋州部に報告する。
- イ JICA 東南アジア・大洋州部からのコメントを踏まえ、ドラフトファイナル・レポートを修正し、ファイナル・レポートを作成・提出する。

8 成果品等

本調査業務において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとする。

(1) 調査報告書

- ア インセプション・レポート（提出時期：2013年9月上旬）  
和文 4部 英文 4部 （提出先）JICA
- イ インテリム・レポート（提出時期：2013年10月上旬）  
和文 3部 英文 3部 （提出先）JICA
- ウ ドラフトファイナル・レポート（提出時期：2013年12月中旬）  
和文 3部 英文 3部 （提出先）JICA
- エ ファイナル・レポート（提出時期：2013年12月下旬）  
和文 9部 英文 9部 （提出先）JICA

上記(1)「ウ」及び「エ」の巻頭には数ページ程度に取りまとめた要約（和文及び英文）を含めることとする。また、上記(1)「エ」については、下記「(6)成果品の仕様」に定める電子化を行い、CD-R（和文及び英文）3部を合わせて提出するものとする。

(2) 収集資料

調査終了時に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型フォーム）を提出する。

(3) 業務従事月報

月毎の業務内容及び作業進捗状況、現地情勢、調査上の留意点等を取りまとめた要約（A4数頁）を付した業務従事月報を和文にて作成し、翌月5日までに、JICA 東南アジア・大洋州部に提出するものとする。

(4) その他の提出物

先方との協議にかかる議事録や先方への説明資料は報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

(5) 成果品の仕様

印刷仕様の概略は次のとおりとする。

- ア ファイナル・レポートを除く成果品の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

イ ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は、JICAの「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

ウ その他、報告書作成にあたっての留意事項

- (ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、外国語についてもネイティブスピーカー等によるチェックを十分に行い、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文で、読みやすいものとする。
- (イ) 報告書が分冊形式になる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施す。
- (ウ) 報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記する。また、業務で使用した統計、データ類はデータの散逸を防ぐためファイナル・レポートのサポーティングデータ集に可能な限り収録する。



### 第3 業務実施上の条件

#### 1 調査の工程

本調査は2013年9月上旬に開始し、2013年12月下旬の終了を目処とする。具体的な工程は、効果的・効率的なものとなるよう留意しながらプロポーザルにて提案すること。

9月			10月			11月			12月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
△			△							△	△
Ic/R	第一次現地調査		It/R	第二次現地調査						FD/R	F/R

#### 2 業務の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目処

総計 5.30M/M

##### (2) 業務従事者の構成 (案)

本調査の従事者の構成は下記を想定している。なお、従事者の追加、組み換えの必要があれば、その変更の内容及び理由をプロポーザルにて提案すること。

ア 総括／情報通信産業政策・人材育成(2号)

イ 情報通信技術

#### 3 相手国の便宜供与

特になし。

#### 4 閲覧資料

本調査に関連する資料は、以下のとおり。

閲覧資料の問合せは JICA 東南アジア・大洋州部 (TEL : 03-5226-8939) まで連絡願います。

(1) 大洋州地域「JICA 国別分析ペーパー」(2012年3月)

(2) 島嶼国通信網整備環境調査報告書(トンガ、フィジー、キリバス、サモア) 財団法人 海外通信・放送コンサルティング協力(2007年12月)

#### 5 安全対策について

現地調査期間中は治安状況について情報収集を行うなど、安全管理には十分留意すること。また、JICA フィジー事務所と打合せの上、適宜、治安情報等を入手し、JICA の定めている安全対策を遵守すること。

#### 6 その他

現地再委託は特に想定していない。

以上